

第二部 行動規範・倫理と評価

博物館関係者の倫理規程 国内外と類縁機関の現状

東京都歴史文化財団事務局 佐々木 秀彦

医師や弁護士など人の生命や財産・権利に関わる専門職には高い倫理観が求められる。専門家は倫理観を具体化した行動規範にもとづき仕事を遂行し、不当な利益を得ない。このことを前提に、依頼者は安心して仕事を託すことができる。博物館は社会の共有財産であり、専門性が伴うため同様のことがあてはまる。

このような専門的な領域に関して携わる者が遵守すべき規範として制定されたものが「倫理規程」である（注1）。実際には「倫理綱領」「行動規範」「行動指針」など様々な呼び方がある。

本稿では、まず倫理規程がなぜ必要か確認する。つぎに国内外の倫理規程の現状を概観する。今後検討するときに参照できるよう規定の条文をできるだけ記載した。また類縁機関として図書館と文書館に関わる倫理規程を紹介した。そして最後に、倫理規程に関する今後の課題を挙げた。

なぜ倫理規程が必要か

社会的共通資本としての博物館

倫理規程はなぜ必要なのか。改めてその理由を確かめておきたい。なお、以下に述べることは以前、拙著でも取り上げたことがあり（佐々木，2013）、重複するところがあるがお許しいただきたい。

まず、倫理規程の必要性を述べる前提として、そもそも博物館はどういう性質を持つ機関である

か、経済学者の宇沢弘文による「社会的共通資本」という概念を手がかりに考えたい（宇沢，2000）。

宇沢によると社会的共通資本は、3つに大別される。一つは自然環境。二つ目に道路や橋、下水道などの社会資本。そして教育、医療、金融、司法、行政など制度資本である。博物館は、文化や教育にかかわる制度資本となろう。

社会的共通資本を管理・運営する原則を宇沢はこう規定している。

社会的共通資本は決して国家の統治機構の一部として官僚的に管理されたり、また利潤追求の対象として市場的な条件によって左右されてはならない。社会的共通資本の各部門は、職業的専門家によって、専門的知見にもとづき、職業的規範にしたがって管理・維持されなければならない。

つまり、社会にとって有用で共通の財産となる専門機関は、行政の管理にも市場による競争にもなじまないということである。この原則に従うのであれば、博物館は学芸員等の専門家によって、その職業的規範にしたがって運営されることが適切ということになる。そのときに求められるものが倫理規程である。つまり、市民や人々が運営を付託するのにふさわしい要件の一つが職業規範ということだ。

専門家による自主的な行動規範が要請される職業に医師や弁護士がある。生命や健康、あるいは

財産や権利を守るために、我々はこうした専門職に頼らなければならない。専門知識や技能に関して、専門職と我々の間は非対称な関係にある。専門職は自らの規範に忠実であり、不公正な態度を取らない。そうした前提がなければ、我々は安心して仕事を託すことができない。

博物館という機関にも似たような関係が生ずる。博物館に飾られている物が「本物」であり、展示内容に嘘や偽りが無い。博物館の活動は、信頼できるという暗黙の前提がある。これがなければ人びとは安心して博物館を利用することができない。

また博物館の側も専門的な業務に対して信頼し、託してもらわなければ円滑に仕事を進めることができない。所蔵品や展示など真正性や学術性について求められればいつでも説明できるようにしておくべきであるが、一つ一つ事柄について設置者や利用者に説明し、了承を得ることとは非効率であり、現実的ではない。

つまり、学芸員等の専門家は、人びと、設置者から携わる業務について信託されている。その付託に応える資格を保証するものが、倫理や基準の順守であり各館の使命の達成となる。

信任（フィデューシアリー）の原則

宇沢は、社会的共通資本の管理、運営は、フィデューシアリー（fiduciary）の原則にもとづき、信託されているという。フィデューシアリーという概念は、日本ではなじみがないが、「信認」や「信任」と訳される。単なる委託行為や契約行為とは異なる。

契約関係において、契約を結ぶ両者は対等だ。当事者同士の合意がすなわち契約となる。双方とも自らに利益があると判断して合意したということになる。ところが信認の関係は対等ではない。託された側が信託違反をしなければ、依頼した側

（受益者）には発言権がない。その一方で託された側（受託者）は、依頼した側の利益を図らなければならない。自らの利益を図ってはならない。依頼者のためだけに行動する「忠実義務（duty of loyalty）」を負う。具体的には依頼人に対する弁護士、患者に対する医師の関係が典型だ（樋口、1999）。

これからは信認の重要性が増すといわれる。世の中に専門的な領域が増えれば、対等な契約関係を結ぶことは難しくなる。信認にもとづき、依頼者は専門家に託し、専門家は規律に従って自己を律しその信認に応える。こうした関係を築けなければ、依頼する人は何もかも自己責任を負うことになる。個々人がすべてにおいてリスクを負う、そんな気を張り詰めて生きなければならない社会になってしまう。

宇沢は、この信認の原則にもとづき、社会的共通資本の管理を委ねられた機構は、自立的な立場で、専門的な知見にもとづき、職業的な規律にしたがって行動し、市民に対して直接的に管理責任を負うものでなければならない、と主張する（宇沢、2000）。

博物館と社会の関係を考えるとき、この「信認」の考え方は重要だ。博物館がある一定の価値観にもとづきコレクションを形成し、展示などで広く社会に発信する。これは合意された使命を遂行することを、人びとが博物館に信託しているということになる。博物館に一定の権威のようなものがあるとすれば、それは人びとからの信頼を得ていることが前提となる。

博物館にかかわる人が多様化する中で博物館が健全に運営を行い、その公益性に資するには、最低限、行動規範を共有する必要がある。また国際的な関係が増すにつれ、世界標準として ICOM 倫理規程を理解しておく必要がある。

実際に何か問題が起きたら倫理規程を抛りどこ

ろとして、関係者が議論することが必要だ。拙速に判断せず、倫理規程を拠りどころに関係当事者が慎重に吟味して対応する。どういった対応が長い目で見て博物館の公共性、公益性を損なわないか、倫理規程はそういった観点をもたらす。そういう習慣を日頃から身につけておくこと。これが現場での問題解決のカギとなる。

国内の規程

日本博物館協会「博物館の原則」・「博物館関係者の行動規範」(2012年)

日本の博物館界が倫理規程を制定したのは、2012年である。各国と較べて歴史が浅い。類縁機関である図書館と較べても取り組みは遅く、日本図書館協会は、1980年に「図書館員の倫理綱領」を制定している。

日本博物館協会は、2011年3月に報告書を出し、日本における博物館関係者の行動規範の案を発表した。この規範の趣旨をこう説いている。

博物館は、人類共有の財産である貴重な資料を分かち合い、文化を継承、創造していく機関である。博物館は、過去と現在と未来をつなぐことで、豊かな感性と知性にあふれる社会を築くことに貢献する。このような博物館の公共性を高めるために、博物館に携わる者が尊重すべき拠りどころとして、博物館関係者の行動規範を示す。

日本博物館協会は2012年7月に「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」を定めた。この行動規範の対象は、「博物館関係者」となっている。「博物館職員」でも「学芸員」でもない。ボランティアやインターン、設置者など広く博物館に関わる人たちに関する規範として考えられているからだ。近年、ミュージアムに携わる関係者が多様になっている。ボランティアの参画や地域との連携がある。指定管理者制度により、これまでミュー

ジウムとは無縁の企業や団体が運営を担うこともある。また任期制や人材派遣など雇用形態が多様になっている。多様なプレイヤーが関わるには共通の拠りどころが必要だ。具体には次の10項目である。

博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

博物館関係者の行動規範

行動規範 1 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

行動規範 2 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

行動規範 3 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

行動規範 4 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動規範 5 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取り組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動規範 6 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し学術的な貢献を行うよう努める。

行動規範 7 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動規範 8 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

行動規範 9 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

行動規範 10 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、ICOM（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

この行動規範をかみくだいていうと、博物館関係者は、社会のために「尽くし」（貢献）、資料を「尊び」（尊重）、それを「守り」（収集・保存）、その価値を「分かち合う」（展示・教育普及）。それを設置者は「支え」（設置）、ミュージアムは「営み」（経営）、「究め」（調査研究）、また市民や地域と手を「携え」（発信・連携）、そのために職員は自らを「高め」（研鑽）、「律する」（自律）。このことはミュージアムの関係者にとって常識的なことだ。とりたてて目新しいことはない。その当たり前のことが検討を経て、一つの拠りどころとして正式に表明された。このことに価値がある（佐々木、2013）。

行動規範は、10項目でシンプルなつくりとなっている。ICOM倫理規程が90項目ほどであることに較べると、そのちがいは明らかだ。これは館種、設置者、規模のちがいにかかわらない博物館に必要なもっとも基礎的な共通の原則を示しているからである。のちに紹介するが、文化財の修復保存に携わる人、アーキビストと図書館員の倫理綱領も同様で、いずれも10項目ほどの原則が掲げられている。

日本博物館協会は、各博物館はこの行動規範を手がかりに、関係法規及びICOM倫理規程や館種別、職種別に定められた倫理規程、その他の実

無基準を参照することが求められるとしている。つまり詳細の規範は、館種や職種ごとに別に定めることを前提としている。

全国美術館会議「美術館の原則」・「美術館関係者の行動指針」（2017年）

「美術館関係者の行動指針」のまえがきで、この指針の位置づけを次のように説明している。美術館の「原則」と「行動指針」は、ICOMの「職業倫理規程」に準拠した日本博物館協会版の「博物館の原則と博物館関係者の行動規範」を参考にし、それらと齟齬、矛盾をきたさないよう留意しつつ、美術館の実情に即したものとなっている。

日本博物館協会版の「博物館の原則と博物館関係者の行動規範」は、日本の博物館の状況に適したものとして作成されたが、あらゆる分野の博物館を対象にしている。博物館の特殊性・専門性による差異はあり、「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」は、国公立を問わず日本の美術館による日本の美術館のための指針として企図したものである。

美術館の原則

1. 美術館は、美術を中心にした文化の価値を継承・発展、さらに創造することに努め、公益性・公共性を重視して人間と社会に貢献する。
2. 美術館は、人類共通の財産である美術の作品・資料及びそれにかかわる環境の持つ多様な価値を尊重する。
3. 美術館は、設置目的・使命を達成するため、安定した人的、物的、財源的基盤をもとに活動し、美術館にかかわる人々と作品・資料等の安全確保を図る。
4. 美術館は、倫理規範と専門的基準とによって自らを律しつつ、人々の表現の自由、知る自由を保障し支えるために、活動の自由を持つ。

5. 美術館は、設置目的・使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
6. 美術館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で保存して次世代に引き継ぐ。
7. 美術館は、調査研究に努め、その成果の公表によって社会から信用を得る。
8. 美術館は、展示公開や教育普及などを通じ、広く人々とともに新たな価値を創造する。
9. 美術館は、活動の充実・発展のため、各職務の専門的力量的の向上に努める。
10. 美術館は、地域や関連機関と協力連携して、総合的な力を高め、社会への還元を図る。
11. 美術館は、関連する法令や規範、倫理を理解し、遵守する。

美術館関係者の行動指針

行動指針 1：社会への貢献

美術館に携わる者は、美術館の公益性・公共性と未来への責任を自覚して、文化と芸術の継承発展・創造のために活動し、広く社会に貢献する。

行動指針 2：多様な価値と価値観の尊重

美術館に携わる者は、作品・資料の多面的な価値を尊重し、敬意を持って扱い、作品・資料に関わる人々の多様な価値観と権利に配慮する。

行動指針 3：設置の責任

設置者は、美術館が使命を達成し公益性・公共性を高めるよう、財源確保と人的措置、施設整備等の活動基盤の確保に努める。また、美術館に関わる人々とコレクションの安全確保を図る。

行動指針 4：自由の尊重と確保

美術館は、日本国憲法に定められた国民の表現の自由、知る権利を保障し支える。これを実現するために、社会から作品・資料を負託されている美術館は、行動指針と専門的基準とによって自らを律し、活動の自由を保持している。

行動指針 5：経営の安定

美術館に携わる者は、美術館の設置目的・使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を払い、評価と改善に参画する。美術館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

行動指針 6：収集・保存の責務

美術館に携わる者は、作品・資料を過去から現在、未来へ橋渡しすることを社会から託された責務として自覚し、収集・保存に取り組む。美術館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

行動指針 7：調査研究

美術館に携わる者は、館の方針に基づき調査研究を行い、成果を積極的に公表することに努め、また展示や教育普及の企画立案に反映させ、さらに学術的貢献を通して美術館への信頼度を高める。

行動指針 8：展示・教育普及

美術館に携わる者は、美術館が蓄積した作品・資料や情報を社会に共有の財産として、展示や教育普及など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

行動指針 9：研鑽の必要

美術館に携わる者は、自己教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、良質な業務の遂行に最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して美術館活動の質を高める。

行動指針 10：発信と連携

美術館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して美術館の総合力を高める。

行動指針 11：法令・規範・倫理の遵守

美術館に携わる者は、「美術館の原則」と「美術館関係者の行動指針」に基づいて活動する。関連法令を理解し、遵守するとともに、ICOM（国際博物館会議）の「職業倫理規程」や関連する学術分野の規範や倫理を尊重する。

日本博物館協会の行動規範と大きく異なるのが、「行動指針 4 自由の尊重と確保」があることだ。この指針について、全国美術館会議は次のように解説している。

美術は、人々の様々な価値観が出会いぶつかり合うなかで、表現活動と鑑賞活動を通じて、不断に新たな価値が生み出されていく分野である。美術館がその活動のもっとも有効な、また社会のなかで必要不可欠な現場であることを、美術館に携わる者は心すべきである。日本国民は、日本国憲法によって、公共の福祉に反しない限りにおいて、また個人の諸権利を侵害しない限りにおいて、表現の自由及び知る権利（見る権利）を与えられている。美術館は、この自由と権利を保障し支援する。

また、美術館はこの行動指針や様々な専門的基準によって自らを律し、その基本理念をつくる自由、それに基づいて活動する自由を保持することができる。この自由を不当に制限しようとする外部からの介入、干渉に対し、美術館はこれに抵抗し、拒否する権利を有する。自由を有するがゆえに、美術館は自らを厳しく律し、自ら定めた専門的基準を遵守しなければならない。

日本動物園水族館協会「日本動物園水族館協会倫理要綱」（1988年）

日本動物園水族館協会は、「倫理要綱遵守に関する決議」として「我々はこの倫理要綱の精神を正しく身に着け、その定めるところを誠意をもって遵守し、絶滅に瀕した野生動物の種の保存と、生命尊重の教育にあらゆる努力を傾注し、二十一世紀にむけて、社会の期待に応え得る、楽しく、かつ意義ある動物園・水族館を築いてゆくことを決意し、これを内外に宣言するものである。」としている。

(目的)

1. この要綱は、動物園および水族館施設（以下施設という）において、動物を収集し、飼育・研究し、展示する場合の基本的な事項を定め、もって自然保護、動物福祉および適正利用に資することを目的とする。

(責務)

2. 社団法人日本動物園水族館協会（以下協会という）に所属する会員は、本要綱を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。

(収集)

3. 動物の収集にあたっては、次の各号に適合するものでなければならない。

3-1. 収集および収集の過程において、国内外の関連法令に抵触、違反しないこと。

3-2. 収集する動物は、できるだけ飼育下で繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。

3-3. 収集する動物は、当該施設における展示計画および繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。

3-4. 性別、年齢、血縁等が、収集の目的および条件に合っていること。

(飼育・研究)

4. 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。

4-1. 動物の習性、生理に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。

4-2. 飼育展示及び研究をするために必要な情報を保有していること。

4-3. 飼育管理は、その種について必要な知識、技術を習得したものによって行われること。

4-4. 適切な飼育管理、健康管理をするための諸条件を確保すること。

4-5. 飼育管理は、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（環境省告示第 33 号）に定める飼育基準に照らして行うこと。

4-6. 飼育動物は、交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて活用を図り、種の保存にあたること。

4-7. 国内、国際血統登録を積極的に推進し、遺伝子の多様性確保に寄与すること。

(展示)

5. 展示は、教育的な配慮に基づく展示計画によって行い、有効適切な利用に努めるものとする。

5-1. 展示は最新のデータに基づき、その種の本来もっている習性や形態が正しく理解できるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。

5-2. 展示計画を具体化し、推進するため、教育普及活動を行うこと。

5-3. 教育機関、研究機関との連携を図り、教育、研究の発展に寄与するものであること。

(関連法令の遵守等)

6. 動物の収集・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守につとめること。

6-1. 収集にあたっては、特に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（昭和 55 年 8 月 23 日、条約第 25 号）およびその国内関連法規について、最近の情報を把握し、遵守すること。

6-2. 飼育・展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 17 年 6 月 22 日、法律第 68 号）および「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 16 年 4 月 30 日、告示第 33 号）を正しく認識し、その遵守につとめること。

6-3. 関連法規以外の国際自然保護団体のアピール、動物関係団体の動向および指針等の、情報収集につとめること。

(倫理委員会)

7. 本要綱の目的を達成するため、倫理委員会を設置するものとし、その内容については規則をもって別に定める。

文化財保存修復学会「文化財の保存にたずさわる人のための行動規範」(2008年)

この行動規範の「前文」で、文化財保存修復学会会員は「専門家として責任を果たすとともに、社会の一員として社会の安全と安寧、人類の健康と歴史・文化および自然環境に対する責任を有することを自覚して行動する。また教育や普及などを通じて文化財の保存への理解を広め、この分野の発展につくす」とし、会員が守るべき規範と同時に、広く文化財の保存にたずさわる人が守るべき規範となりうると信ずる、としている。

1. 文化財への敬意

文化財保存修復学会会員は、文化財が人類の貴重な遺産であることを認識し、文化財への敬意を持って調査・研究、公開、保存・修復処置を行う。

2. 文化財の価値の尊重

文化財保存修復学会会員は、調査・研究、公開、保存・修復処置にあたっては、文化財の芸術的、歴史的または学術的価値を損なわないように、適正な方法や材料を検討して選択する。

3. 安全性の確保

文化財保存修復学会会員は、調査・研究、公開、保存・修復処置において用いる方法と材料などに、文化財に対して安全であり、かつ人間の健康や環境にも配慮して適正であるものを選択する。

4. 保存環境の重視

文化財保存修復学会会員は、文化財の長期的保存には保存環境の整備がもっとも重要であることを認識し、文化財にとってより良い保存環境の実現に努める。

5. 自己の研鑽

文化財保存修復学会会員は、学会活動や教育・研修などの機会を通じて自らの専門的知識、能力、技術の維持向上に努めるとともに、その遂行において最善をつくす。

6. 専門家との協力

文化財保存修復学会会員は、文化財の保存が芸術・歴史・文化・自然科学など多くの分野にかかわることを自覚し、調査・研究、公開、保存・修復処置において、積極的に他の専門家の協力を求める。

7. 他者との関係

文化財保存修復学会会員は、他の専門家に対して誠実さと敬意を持って接し、他者の成果を適切に批判すると同時に、他者からの批判には謙虚に耳を傾け、この分野の発展に努める。

8. 記録の作成・保存・公表

文化財保存修復学会会員は、調査・研究、保存・修復処置にあたっては、信頼性を確保しつつ適正な記録や報告書を作成し、適切に保存・管理するとともに、公表に努める。

9. 法令の遵守

文化財保存修復学会会員は、調査・研究、公開、保存・修復処置にあたっては、関係する法令や関係規則を遵守する。また他者の知的成果、知的財産権を尊重し、これを侵害しない。

10. 行動規範の遵守

文化財保存修復学会会員は、この行動規範を遵守し、他の会員にもそれをうながす。

海外の規程

国際博物館会議 (ICOM) 「ICOM 職業倫理規程」(2004年)

博物館の倫理規程で世界的な標準となるのは国際博物館会議 (International Council of Museums。以下「ICOM」とする) が制定したものである。1970年に「資料取得の倫理」を出し、「倫理規程」

の完全版を1986年に発行している。その後改訂作業を行い、2004年10月に承認されたものが最新版となる。この倫理規程は、国際的な博物館界で一般に受け入れられる基本理念を反映したものである。博物館の最低基準を提示したもので、望ましい職業的実践のガイドラインとして裏付けられた基本理念とされている。

全体に貫かれているのは、社会、地域、人びとへの奉仕及び博物館活動の実践者としての専門意識である。8つのセクションで構成されている。8つのセクションごとそれぞれに「基本原則」が掲げられ、具体的な規定がセクションごとに2から26定めら、計90項目ほどになる。ここでは各セクションの基本原則と項目名のみ紹介する。

1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する

基本原則：博物館は有形、無形の自然および文化遺産に対する責任がある。管理機関および博物館の戦略的な指示と監督に係る者はこの遺産を保護し、助長する主たる責務を負う。それと同時に、人的、物的、金銭的資源を活用できるようにする責務を負う。

・施設の地位、物的資源、財源、人員

2. コレクションを負託を受けて有する博物館は、社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである。基本原則：博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上をおこなう義務がある。彼らの収蔵品は有意義な公的遺産であり、法において特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティおよび信頼できる処分を含む管理の観念が内包されている。

・収蔵品の取得、収蔵品の除去、収蔵品の管理

3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ

基本原則：博物館は、収集し所蔵している主要な証

拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して特別な責任がある。

・主要な証拠、博物館の収集と研究

4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、理解し、それを促進する機会を提供する。

基本原則：博物館には、その教育的役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な義務がある。

・陳列と展覧会、他の資源

5. 博物館の資源は、他の公的サービスや利益のための機会を提供する。

基本原則：博物館は、博物館内よりはるかに広い場での適用力を持つ多様な専門性、技能および物質的資源を使用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の明確な使命を損なうことのない方法で計画されるべきである。

・鑑定サービス

6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う博物館の業務

基本原則：博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的および自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それらは、国の、地域の、地方の、民族的、宗教的もしくは政治的独自性との強い類縁性を含みうる、通常の属性を超えた性格を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に答えられなければならない。

・収蔵品の起源、奉仕される地域社会への敬意

7. 博物館は法律に従って事業を行う

基本原則：博物館は、国際的、地域的、国の、もしくは地方の法律と条約の義務に完全にしがうべきである。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品および事業に関連する法的な拘束力のあ

る負託や条件をみとすべきである。

・法的枠組み

8. 博物館は専門的に事業を行う

基本原則：博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持するべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的および抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。

・専門職的行動、利害の衝突

イギリス博物館協会「博物館の倫理規程」(2015年)

イギリスは、ミュージアムの倫理について最も積極的に取り組んでいる国である。イギリス博物館協会(Museum Association 以下「MA」とする)は倫理規程を1977年に制定した。それ以来、一定の期間を経て何度か内容を更新し、時代に即した規程としている。2015年にミュージアム倫理規程を全面的に改正している。新しい倫理規定の全文を博物館倫理研究会が翻訳し、併せて改題を付している。筆者は翻訳・解題執筆に関わった。以下は解題の内容の一部を修正し再掲するもの(博物館倫理研究会2018.5)。

MAは倫理規定の全面改正に併せて「追加指針」を作成している。その他にも事項別に詳しいガイドラインを公表している。「資料の処分」(1996年)、「商取引及び営利活動」(1997年)、「アクセス」(1999年)、「市場における購入」(2000年)、「資料の取得 第2版」(2004年)、「借用に関する簡単な施策」(2007年)、「給与に関する指針」(2009年)、「処分に関するツールキット 博物館の指針」(2014年)である。

こうした積極的で先進的な取り組みをしていることから、2015年版のイギリスの倫理規程は、ICOMが今後、倫理規程を改定する際に何らかの影響を与えると思われる。ICOMの2004年版の倫理規程を作成する際に、MAの倫理規程は実際に参照されている。MAの倫理規程は2002年に

改定されており、その当時は最新のものであった。2004年版のICOM倫理規程にはMAの2002年版の倫理規程と類似する点が見られる。

例えば、ミュージアムの基本認識についてである。コレクションはミュージアムが社会から付託されており、社会の利益と発展のために保管し、活用する。この社会とミュージアムとの関係における基本的な捉え方をMAの2002年版、ICOMの2004年版で明確に打ち出している。

また倫理規程の記述のスタイルにも影響が見られる。倫理的な原則をMAでは10、ICOMでは8つ掲げ、そのもとで個別の規定を示している。8なり、10なりに集約された倫理的原則を見れば、ミュージアムが守るべきことは何か端的に理解できる、そのようなつくりになっている。

2015年版の倫理規程は、これまでの規程とどのように異なるのか。これ以前にMAの倫理規程が全面的に改定されたのは2002年である。その規程で明示された倫理原則は次のとおりだ。

ミュージアムが社会に期待することは、

1. 社会に代わって託された収蔵品を保管すること
2. 公共の奉仕に専念すること
3. 人々が知的な刺激と学習、楽しみを目的に、収蔵品を探求することをうながすこと
4. 地域社会や利用者、支援者の意見を求めるとともに、ミュージアムの活動に参加させること
5. 誠実かつ責任をもって資料を収集すること
6. 収蔵品の長期にわたる公益を守ること
7. 収蔵品を製作、使用、所有、収集、寄贈した人々の利益を認識すること
8. 自然環境および人間環境の保護を支援すること
9. 多様な見解を反映して資料に関する研究を行い、情報を共有し、解釈を行うこと
10. ミュージアムの革新と改善のために、成果の見直しを行うこと

これら10の原則のもとに、個別の規定が位置付けられている。2008年に部分的な改正がなされ、原則6の収蔵品に関する個別の規定がより詳細に定められた。

2015年版は全面改定である。もっとも大きい変化は10の原則を3つの柱「1. 社会への関与と公益」「2. コレクションの管理」「3. 個々人と機関の誠実性」に集約したことだ。このことで規程が端的に示され、使いやすくなることを意図している。

1. 社会への関与と公益

ミュージアムと職員および関係者は以下のようにすべきである。

- ・今いる来館者と積極的に関わり、協力して活動し、新規の利用者や多様な利用者に手を差し伸べる。
- ・誠実に敬意を持ってすべての人を同等に遇する。
- ・社会に向けて、また社会とともに正確な情報を提供、発信する。

- ・発言や討論の自由を支持する。

- ・学びや触発、楽しみといった公益のためにコレクションを活用する。

2. コレクションの管理

ミュージアムと職員および関係者は以下のようにすべきである。

- ・現在そして未来の世代のために、コレクションを維持し、発展させる。

- ・知識を生み出し、社会とコレクションを繋ぐために、透明性と適格性をもって、コレクションの取得、管理、展示、貸し借りを行う。

- ・ミュージアムのコレクションは金融資産としてではなく、文化的、科学的、または歴史的な財産として扱う。

3. 個々人と機関の誠実性

ミュージアムと職員および関係者は以下のようにすべきである。

- ・業務の領域すべてにおいて社会的利益に沿って行

動する。

- ・機関としての誠実性および個々人の振る舞いは、いかなる時も最高の水準を維持する。

- ・連携組織、設置者、職員、ボランティアが互いに敬意をもって透明性のある関係を築き、ミュージアムの活動に対する社会的信頼を確実なものとする。

国際博物館会議倫理規定ワーキンググループ、自然史系博物館及びコレクションに関する国際委員会 (ICOM NATHIST)「自然史系博物館のためのICOM博物館倫理規定」(2013年)

この規定は、ICOM倫理規定に対し、追補的なまたは相補的な関係にあり、生物科学及び地球科学に関連する特有の問題についての見解を示すために策定された。以下の日本語訳は大阪市立自然史博物館の学芸課長佐久間大輔氏による仮訳である。

自然史資料コレクション

博物館が収蔵する自然史資料コレクションは自然界の三次元的なアーカイブであり、社会が周囲の環境とどのように関連しているかを示すものでもある。しばしば、もう現存しない世界についての記録でもある。このため、自然史資料コレクションはこれほどに貴重な資源に対してふさわしい、配慮と注意を持って扱われるべきである。

第1章 遺骸 [Human Remains]

ICOM博物館倫理規定には遺骸の保全や展示について既に取り扱っている(ICOM規定2.5;3.7;4.3)が、自然史系機関はしばしば遺骸や配慮を要する人類学的資料をコレクションとして持つことから、複雑な難題に直面する可能性がある。そういうわけでICOM規定より、さらに深くこの倫理的な問題を探求する機会を持たなければならない。

第2章 無脊椎動物や植物を含む、その他の現生または近過去の生物の標本

あらゆる生物の遺体を収集し、展示し、保存しようとする機関は、その保存と付随するデータ確保とを確実にするために、可能な限り最高の基準をもって展示や保存に努力しなければならない。採集された場所の詳細や採集日などの付随データは、どんな資料についてもその価値をかなりの程度高める情報であることをよく認識しなければならない。

第3章 岩石、鉱物と化石

化石資料は植物や動物、その他の生物の痕跡や遺体が堆積した環境の特質によって、地学的な時間スケールの間保存されたものである。こうした点に鑑み、化石資料には適切な法規制と収集の基準が設けられる必要がある。

岩石や鉱物、化石を収集し、展示し、保管する機関は、常にそれらの保全を保証する広く合意可能な基準のもとに保管し、展示する努力をすべきである。

第4章 収集と返還

多くの国々や自治組織には個々に研究目的の収集に対する規制がある。規制制度は脆弱な種や地層、生息地や群集を保全するために必要なものであり、通常は科学的な見解に基づいて行われるものだ。しかしいくつかの事例ではこうした規制法制が環境保全のために必要とする正当な科学的努力を制限してしまうほどにまでになっている。いうまでもなく、科学的に正当な研究であろうともそれに関わりなく、最もよく実行可能な研究を現行の法制度内で行う他はない。

第5章 人と収蔵品の両者に配慮する義務

ICOM NATHIST は規模や地域を問わず各機関が職員の労働上の健康管理や安全のための基準、そして収蔵品の保護のための国際的に認証された基礎基準を方針として定め、守るための支援を行う。

第6章 公表 [Publication]

A. データをとったものの科学的文献として公表されるに至らなかった事例は少なくない。研究者は研究を発表・出版することが強く求められる。それができない場合には、他の研究者がそれらの発見から利益を

享受できるよう、それらの記録をほかの情報源から利用可能にすることが求められる。

B. データの公表は科学者コミュニティからの利用が容易な査読制度をもつ論文誌 [peer-reviewed journals] にすべきである。

付属書 剥製作成の技術とその文化伝承の重要性：剥製の管理に最善策を求める規定（本文省略）

諸外国の倫理規程

ICOM 倫理規程は国際的な機関による世界標準である。イギリスの例を紹介したが、各国にも倫理規程あるいはそれに類する規程がある。ここでは日本博物館協会による倫理規程に関する調査研究報告書から各国倫理規程の共通点と相違点を取り上げてみたい（日本博物館協会、2010）。

対象としているのは、ICOM の他にイギリス、アメリカ、カナダ、フランスの倫理規程である。

① 共通する価値観

国が異なっても資料を収集・保管し、展示公開する博物館の基本的な役割は変わらない。また参照した倫理規程は、相互に影響を与えながら確立されてきた。倫理規程を貫く価値観や内容に共通する部分がある。

○設置者（管理機関）の責任

・設置した博物館に対する人的・物的・経済的な支援の保証

・法規・国際的な協定・倫理の遵守

○学芸員・職員

・専門的・職業的な基準による実践

・社会貢献の自覚

・法規・国際的な協定・倫理の遵守

○収蔵品

・人類の共有財産・公的資産としての収蔵品

・誠実で正当な手続きによる収集、保管、処分の実施

・長期的な観点からの収蔵品の保護

- ・収蔵品と関連情報へのアクセスの保証
- 調査研究
 - ・収蔵品に関する調査研究
 - ・学術的な水準を満たした調査研究に基づく情報の提示
 - ・館の使命・方針と合致した調査研究
- 展示・教育普及活動
 - ・自然及び文化的な共有財産の理解促進による社会貢献
 - ・正確な情報，調査研究に裏付けられた展示
 - ・人々の多様な価値観やニーズに配慮した展示

②相違点

○制定主体

倫理規程の内容には共通する点が多いが，規程の枠組みや形式には相違点がある。まず誰が倫理規程を制定したかという点であるが，二つに大別される。一つは政府（国）である。フランスと韓国が該当する。

フランスは所管する大臣からの通達として，公務員である学芸員及び国内博物館の学術責任者に対する憲章という形で示されている。韓国の場合，博物館・美術館振興法で規定された学芸士に対し，「ICOM 倫理規程を遵守する」ことを規定している。いずれも法律で定められた博物館専門職に対して求められる職業倫理であるので，国が制定主体となるのは当然といえる。

もう一つは博物館協会という職能団体が制定する場合である。アメリカ，イギリス，カナダが該当する。これらの国では，職能集団がアソシエーションとして社会のなか公共性の一部を担っている。その一端として協会が社会に対して博物館の公共性を維持増進するための意思を表明している。法律で定められた事項を超えた幅広い領域の行動規範と位置づけられ，職能集団が，自ら公共性を担保する自己統制の手段となっている。

○対象

制定主体とも関係するが，倫理規程の対象も二つに分かれる。一つは学芸員を始めとする博物館専門職を対象とする規定である。フランスと韓国が該当する。先に紹介したように法で規定された専門職に対して，国が求めるものとなっている。

もう一つは，博物館専門職に留まらず，博物館関係者を広く対象とする規程である。ICOMをはじめ，アメリカ，カナダ，イギリスが該当する。対象は，専門職はもとより設置者の構成員やボランティアを含んでいる。

○ICOM 倫理規程との関係

アメリカ，イギリス，カナダ，フランスでは，その国独自の倫理規程を定めているが，「ICOM 倫理規程の基本原則に基づく」あるいは「同一の趣旨である」ことが明らかにされている。

類縁機関の規程

図書館と文書館は文化資源を保管・公開しており，博物館の類縁機関とされる。2000年代後半から博物館・図書館・文書館の連携が目立つようになった。Museum, Library, Archiveの頭文字をとってMLA連携といわれる。

文書館（アーカイブ）は，古文書や公文書などの記録史料を収集・保管・公開する施設だ。日本では国公立の文書館は140ほどで，博物館（約5600）・図書館（約3300）とくらべると施設数が少ない。古文書などの歴史資料に関して日本でアーカイブの役割をはたしてきたのが，図書館の郷土資料室であり，郷土資料館や歴史民俗資料館などの歴史系博物館だ。博物館の側からみれば，文書館（アーカイブ）は，記録史料に特化した専門博物館と位置づけられる。

図書館法で定められた資料の範囲は広い。第3条の図書館奉仕で資料を定義し，「郷土資料，地方行政資料，美術品，レコード，フィルムの収集

にも十分留意して」収集することとしている。資料の貸出やレファレンスだけが事業ではない。第3条では図書館でおこなう事業を「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること」としている。図書館でも博物館・美術館あるいは文書館の機能を担うことができる。

さらに言えば、近年、博物館と図書館・文書館等の機能を備えた複合施設が増えてきている。単館・単機能では施設を維持できない、一つの建物に、図書館、ホール、公民館、などの機能が入る複合施設は一定数ある。平成30年度社会教育調査によると、図書館の65%、公民館・類似施設の30%弱が複合施設だ。社会教育施設全体で、25%ほどとなる。

博物館と図書館・文書館の垣根は高くないこと、複合施設が一定数あり、今後増える傾向にあること、この2点から、類縁機関としての図書館・文書館の行動規範を参照する意義は認められるだろう。

日本図書館協会「図書館員の倫理綱領」(1980年)

日本図書館協会では、この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である、としている。

そして倫理綱領という形でまとめた理由を「今や個人の献身や一館の努力だけでは図書館本来の役割を果たすことができず、図書館員という職業集団の総合的な努力が必要となり、かつ図書館員のあるべき姿を、図書館員と利用者、図書館を設置する機関または団体との三者が、共に考えるべき段階に立ち至ったからである」としている。

(図書館員の基本的態度)

第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。

(利用者に対する責任)

第2 図書館員は利用者を差別しない。

第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

(資料に関する責任)

第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。

第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

(研修につとめる責任)

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

(組織体の一員として)

第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。

第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。

第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

(図書館間の協力)

第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。

(文化の創造への寄与)

第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。

第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。

国立公文書館「アーキビストの職務基準書」(2018年) 及び国際文書館評議会「アーキビストの倫理綱領」(1996年)

①「アーキビストの職務基準書」

国立公文書館は、「アーキビストの職務基準書」を作成した。公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び一連の法制度の整備、さらに同法施行5年後見直しへの対応が進められる中で、アーキビストの専門性を明確化し、人材育成の基礎資料とするためである。

この職務基準書のなかで、アーキビストの使命

とアーキビストの倫理と基本姿勢をつぎのように示している。

1 アーキビストの使命

アーキビストは、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職であり、組織活動の質及び効率性向上と現在及び将来の国民への説明責任が全うされるよう支援するとともに、個人や組織、社会の記録を保存し、提供することを通して、広く国民及び社会に寄与することを使命とする。

2 アーキビストの倫理と基本姿勢

アーキビストは、その使命を果たすにあたって、「アーキビストの倫理綱領」(Code of Ethics, International Council on Archives, 1996年9月6日第13回国際文書館評議会(ICA)北京大会総会採択)を踏まえて職務を遂行する必要がある。また、アーキビストは、常に公平・中立を守り、証拠を操作して事実を隠蔽・わい曲するような圧力に屈せず、その使命を真摯に追求するとともに、自らの職務に対する高い倫理観と誇りを持ち、継続して研鑽する姿勢を堅持する。

②国際文書館評議会「アーキビストの倫理綱領」(1996年)

この倫理綱領は、「はじめに」によると「文書館学専門領域の行動に質の高い基準を設けようとするもの」であり、「新たにこの領域のメンバーとなる人には基準を教示し、また経験を積んだアーキビストにはその専門領域の責任について注意を喚起し、一般人に対してはその領域への信頼を浸透させようとするものである」としている。倫理綱領は10の主文とその解説で構成されている。ここでは主文のみ紹介する。

1. アーキビストは、文書館資料の完全性を保護し、

それにより資料が過去の証明として信頼できるものであり続けることを保障しなければならない。

2. アーキビストは文書館資料を歴史的、法的、管理運営的な観点からみて評価、選別、維持管理を行い、それにより出所の原則、資料の原秩序の保存と証明を残さねばならない。

3. アーキビストは、資料が文書館で処理、保存及び利用に付される間、損なわれることがないよう保護しなければならない。

4. アーキビストは文書館資料が継続的に利用され、理解されるように努めねばならない。

5. アーキビストは、自らが文書館資料に対して施した行動を記録し、それが正当であることを証明しなければならない。

6. アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない。

7. アーキビストは、公開とプライバシーの両方を尊重し、関連法令の範囲内で行動しなければならない。

8. アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与えられた地位を利用して、不公正に自らあるいは他者に利益をもたらすことを避けなければならない。

9. アーキビストは、文書館学に関する知識を体系的・継続的に更新することにより専門領域についての熟練を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元するよう努めなければならない。

10. アーキビストは、同一あるいはその他の専門領域の構成員と協力して、世界の記録遺産の保存と利用を促進しなければならない。

今後の課題

法規・資格と倫理規程との関係

現状では法規と倫理規程は直接の関連性が無い。倫理規程は博物館の業界団体の自主的な規範

となっている。専門団体による自主ルールとするのは、社会的共通資本の概念からも望ましい。だが、この自主ルールは博物館の現場で知られていない。ICOM 倫理規程、日博協の博物館の原則・博物館関係者の行動規範しかりだ。

博物館現場に行動規範を普及させ、かつ設置者の理解を高める必要がある。そのために、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を改定し、博物館に関連する法規・条約はもとより、国内外の団体による行動規範を把握し、その内容を職員・関係者が理解するよう努めること、といった項目を新たに設定してはどうだろう。

基準があれば、ICOM 日本委員会や日本博物館協会、館種別の団体に加盟していない施設に対して、理解と順守を呼びかける根拠となる。

倫理を扱う常置機関の設置

ICOM はもとより各国の博物館協会は倫理委員会を設置している。例えばイギリスの博物館協会の倫理委員会は、規程の改定はもとより、倫理的な問題への指導、助言、倫理違反に関する調査・報告をする役割を果たしている。ウェブサイトでは各ミュージアムから寄せられた倫理的な悩みや疑問について Q & A 形式で見解を述べており、つねにイギリス・ミュージアム界の倫理的な課題に目を配っている。また、日本図書館協会は「図書館の自由委員会」を設置し、折に触れ、声明・見解等を発表し、図書館の自由を守る取り組みを行っている。

こうして現場の取り組みを一つ一つ蓄積、共有し、社会にアピールすることで博物館の倫理的な価値を維持増進することができる。そのためには現場をバックアップするために第三者機関が必要だ。日本博物館協会をはじめ、美術や歴史、科学などの館種別の団体や関連学会等が連携し、例えば「ミュージアム共同倫理委員会」といった共同

機関を設置し、専門的な第三者の立場で助言・助言するという必要ではないだろうか。

「博物館関係者の行動規範」の改定

日本博物館協会「博物館の原則」・「博物館関係者の行動規範」が制定されて8年になる。この間に、以下に挙げるような国際的な環境の変化があり、また国内外で博物館の新たな定義や役割などが議論されてきた。2022年は原則と行動規範を制定して10年目となる。これを目標に改定するとしたら、いまから取りかかっても遅くはない。

①国際的な動向

○ with コロナ, post コロナ

2020年の新型コロナウイルスによる感染症の世界的な流行により、博物館は休館を余儀なくされるなど、かつてない規模で大きな影響を与えた。コロナ禍が収まる見通しが立たない中、「新しい日常」（ニューノーマル）での博物館のあり方が模索されている。来館が制約される中での運営、来館できない人に博物館のサービスを届ける工夫など、これまでとは異なる取組みが求められる。

○持続可能な開発目標（SDGs）

ICOM は、2019年9月に京都でおこなわれた ICOM 大会の決議の筆頭に、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実行をあげた。国連がかかげる「持続可能な開発目標」（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された Sustainable Development Goals の略称である。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のもとに169のターゲット、232の指標からなる。博物館関係者はどう行動するべきか、地球的な視野のもとで、検討する必要がある。

○ユネスコ「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(2015年)

ユネスコの第38回総会において、博物館に関する新しい勧告“Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society”が採択された。加盟国の政策立案担当者に向けたもので、現代における博物館の社会的役割等を示した国際的なスタンダードである。

○ICOMによる博物館の定義見直し

2019年のICOM京都大会で新たな定義の案が提案され、議論された。提案された定義案はつぎのとおりだ(日本語訳は東京都美術館アート・コミュニケーション係長稲庭彩和子によるもの)。

ミュージアムは、多様な人々を迎え入れ、さまざまな声に耳を傾ける、民主的な空間である。私たちの過去や未来について、物事的前提や判断が本当に正しいか、なぜそうなのかを多角的に検討し思考する、対話のための場所である。現在の利害の対立や課題を認識して取り組みつつ、社会から託された美術品・歴史資料・標本などを保存し、未来の世代のために多様な記憶を守る。また、そうした受け継がれてきたものへの平等な権利とアクセスをすべての人々に保証する。

ミュージアムは営利を目的としない。参加性・透明性を重視し、多様なコミュニティと積極的に協働し、収集・保管・研究・解説・展示をし、世界についての理解を深める。それらの活動は、人間の尊厳や社会の公正さ、そして全世界の平等と、地球全体のウェルビーイング(良い状態)に貢献することを目指している。

この新たな定義は、もう少し時間をかけて再検討すべきとの意見が多数を占め、京都大会では採

択されなかった。2020年に開催された年次総会では、合意形成がこれまで十分ではなかったとして体制を改めて、継続して検討することになった。

②国内の動向

○障害者差別解消法(2013年制定・2016年施行)

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。

行政機関と事業者は、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない、とされた。また、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をすることが求められるようになった。博物館は、誰にでも開かれた公共機関である。この法律の趣旨を理解した行動が関係者にもとめられる。

○文化芸術基本法(2017年)・文化芸術推進基本計画(2018年)

2017年に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正された。この改正で強調されたのが文化の手段的価値だ。文化政策の拡張とあってよいだろう。文化芸術基本法の法律の第2条 基本理念の10はこう定めている。

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」(傍線引用者)

2018年に文部科学省設置法の一部を改正する法律案が可決され、文化の振興に加え、文化に関する施策の総合的な推進を位置付け、文化庁が中核になって文化行政を総合的に推進していく体制を整備することとなった。これに伴い、これまで一部を文部科学省本省が所管していた博物館に関する事務を、文化庁が一括して所管するよう変更された。この所管の変更により、博物館行政は、文化芸術基本法にもとづく施策との連動が強化されると考えられる。

○文化財保護法の改定（2018年）

主な改正の内容は、

- ①地域における文化財の総合的な保存と活用を図るため、都道府県は総合的な施策の大綱を、市町村は地域計画を作成できることとすること
- ②個々の文化財の確実な継承のため、文化財の所有者等が保存活用のための計画を作成することができることとすること
- ③地方の文化財保護行政において、景観・まちづくりや観光等の他の行政分野と連携した総合的・一体的な取組を可能とするため、所管を教育委員会から地方公共団体の長へ移管することができることとすることなどである。

保存をしつつ活用すること。保存と活用の両立が問われる。これを実現する倫理的な葛藤をもたらすことである。両立するにはどのような姿勢であるべきか、倫理的な指針が問われる。

○文化観光推進法の制定（2020年）

文化観光を推進する政府の方針のもとに、新たに法律が制定された。正式な名称は「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」である。文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出すること

を目的としている。

文化庁の見解はこうだ。文化施設が、これまで連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等と連携することによって、来訪者が学びを深められるよう、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うとともに、来訪者を惹きつけるよう、積極的な情報発信や、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッシュレスの整備を行うなど、文化施設そのものの機能強化や、さらに地域一体となった取組を進めていくことが必要となる。

このような観点から、文化観光推進法では、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めている。こうした取組みを博物館の現場として、どう受け止めていくか、検討する必要がある。

ここにあげたような国内外の変化、新たな動向に対応して、行動規範にどんな視点を取り入れ、どのように修正していくのか。具体の検討は次の課題としたい。

各種規程

規程の全文や解説は規程を制定した団体等のウェブサイトに掲載されている。それ以外に書籍や定期刊行物で紹介されているものの書誌データを挙げる。

- ・日本博物館協会「博物館の原則」・「博物館関係者の行動規範」
- ・全国美術館会議「美術館の原則」・「美術館関係者の行動指針」
- ・日本動物園水族館協会「日本動物園水族館協会

倫理要綱」

- ・文化財保存修復学会「文化財の保存にたずさわる人のための行動規範」
- ・国際博物館会議（ICOM）「ICOM 職業倫理規程」
- ・イギリス博物館協会「博物館の倫理規程」
博物館倫理研究会（2018.5）「イギリス・ミュージアム協会 ミュージアムの倫理規程（2015年）の翻訳」『博物館研究』599，日本博物館協会
- ・国際博物館会議倫理規定ワーキンググループ，
自然史系博物館及びコレクションに関する国際委員会（ICOM NATHIST）「自然史系博物館のための ICOM 博物館倫理規定」
大阪市立自然史博物館の学芸課長佐久間大輔の公式ページに仮訳と解説が掲載
- ・日本図書館協会「図書館員の倫理綱領」
日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会編（2002）『「図書館員の倫理綱領」解説 増補版』（日本図書館協会）も参照のこと
- ・国立公文書館「アーキビストの職務基準書」
- ・国際文書館評議会「アーキビストの倫理綱領」
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修（1997）『文書館用語集』大阪大学出版会に所収

引用・参考文献

- 宇沢弘文. 2000. 社会的共通資本（岩波新書）. 239pp. 岩波書店，東京.
- 佐々木秀彦. 2013. コミュニティ・ミュージアムへ. 248pp. 岩波書店，東京.
- 日本博物館協会. 2010. 博物館倫理規程に関する調査研究報告書. 115pp. 日本博物館協会，東京.
- . 2011. 博物館倫理規程に関する調査研究報告書. 51pp. 日本博物館協会，東京.
- 樋口範雄. 1999. フィデュシャリー「信託」の時代. 261pp. 有斐閣，東京.

注釈

- 注1 「規程」と「規定」の用語の使いわけであるが，複数の辞書によると，「規程」は条項の総称を指すときに用い，「規定」は個別条項を指すときに用いるとしている。本稿ではこれに従って記述する。

